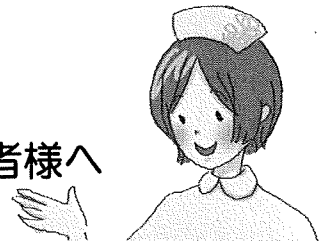


様



禁煙外来を受診された患者様へ



禁煙外来終了後、いかがお過ごしでしょうか？ _____ 禁煙外来では、禁煙外来を終了された患者様に、その後の喫煙状況の確認調査を行っております。今回は、(3ヵ月後・6ヵ月後・12ヵ月後)の調査です。

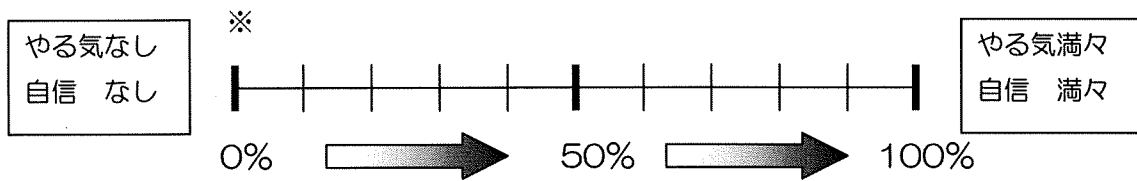
お忙しい中、お手数をお掛けいたしますが、以下をご記入いただき、付属の封筒にてご返信をお願い致します。

禁煙外来スタッフ一同

以下の質問にありのままをお答えください。

- 1) 今日の日付は () 年 () 月 () 日 () 曜日
- 2) ____年 ____月 ____日にあなたが禁煙外来を終了した日から今日までに 1 本でもタバコを吸いましたか？当てはまる数字に○をおつけください。

- ※
- (1) はい (2) いいえ → ・今後、禁煙を続けていこうという気持ちは () %
 ・今後3ヶ月間禁煙できる自信は、() %



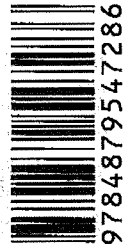
- 3) 2) で「はい」と答えた方にお伺いします。
- ・あなたが禁煙外来終了後にはじめてタバコを吸ったのはいつごろですか？
() 年 () 月 () 日ごろ
 - ・この1週間に1本以上タバコを吸いましたか？
(1) はい (1日 本) (2) いいえ
- ↓
- ※ 禁煙しよう！という気持ちは、() % 禁煙開始できる自信は () %

- 4) 全員にお伺いします。禁煙外来終了後、禁煙補助剤(チャンピックス、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)を1度でも使用しましたか？
- (1) はい (2) いいえ
- チャンピックス ニコレットパッチ (1・2・3)
 ニコチネルパッチ (20・10) ニコレット (ガム)
 シガノン (CQ14 CQ7)

ご協力ありがとうございました。この確認調査に対し、お問い合わせ等ございます方は、お手数ですが _____ までご連絡ください。

ISBN978-4-87954-728-6
C0077 ¥500E

定価 本体500円+税



9784879547286



1920077005007

禁煙ポケット手帳

意志がわくわく

大丈夫!

七転びが起きだして

いいじゃない

この手帳さえあれば

もうタバコには

非も足も出さません

ポケット

楽しくチャレンジ! 無理なくできる!

禁煙のあかつきは
なるまの自に
ミールを貼ろう!

田中 英夫

まずは7日間
の禁煙から



田中 英夫

法研

法研



禁煙達成のあかつきは
なるまの自に
ミールを貼ろう!

●笑える禁煙川柳を満載●禁煙シール・禁煙カレンダーつき●

資料

愛知禁煙推進ネットワーク
禁煙サポートガイド



禁煙をラクに、しかも上手にするためには、
禁煙補助薬の使用がとても効果的です。

このカードの連携薬局で禁煙補助薬を買って、カードをレジで渡すと…

- ・ 薬剤師からの上手な禁煙方法等の指導と、
- ・ その場で、ステキな禁煙グッズをプレゼント。

氏名

発行施設 No.

発行日 来店日



愛知禁煙推進ネットワークとは・・・

喫煙は、がんなどの様々な病気を引き起こす原因となります。しかし、タバコには依存性があり、自分ひとりの力で禁煙することは、むずかしいものです。そこで、地域の禁煙指導を実施する施設が集まって、皆さんの生活状況に合わせた指導を効果的に行うためのネットワークが、私たち「愛知禁煙推進ネットワーク」です。このネットワークは、厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策による健康増進策の総合的な実施の支援かつ推進に関する研究」(H19-がん臨床-一般-010)」の一環として実施されています。

愛知禁煙推進ネットワークでは、地域の禁煙指導実施施設が以下のように連携しています。

- ★(病院) 健康保険を使い、飲み薬や貼り薬で禁煙治療を行います。その方の喫煙状況に合わせたカウンセリングも実施しています。
- ★(薬局) ニコチン製剤を販売しています。薬剤師が上手な禁煙のコツをお教えします。
- ★(調剤薬局) 病院で処方された禁煙補助薬について説明をします。
- ★(歯科診療所) 皆さんが診療に来た際に、禁煙指導を行います。皆さんの歯の状況と合わせて指導をいたします。

この冊子には、愛知禁煙推進ネットワークの連携施設が記載されています。

是非お近くの施設にご相談ください。

禁煙ネットワーク参加薬局

薬 局 (禁煙補助薬を販売している店舗)		
施設名	住 所	電話番号
レインボー薬局 東海通店	名古屋市熱田区5番町3-10	052-665-3350
ゴトウ薬局	名古屋市北区清水5-25-2	052-981-0020
スギヤマ調剤薬局 御器所店	名古屋市昭和区阿由知通4-7 グローバル御器所1階	052-842-2112
服部薬局 塩村店	名古屋市昭和区広路通1-17-2	052-759-3603
はるか薬局	名古屋市昭和区山里町66-2 ヒルズ・ヤマサト1F	052-839-1226
タキガワ薬局	名古屋市昭和区川名町93-28	052-832-0116
昭和薬局	名古屋市昭和区永金町1-17	052-881-9451
ノーブル薬局	名古屋市昭和区御器所3-14-10	052-881-6576
はるか薬局 大久手店	名古屋市千種区大久手町5-16	052-744-3575
タマミズ薬局	名古屋市千種区若水3-29-9	052-712-0350
橋村薬局	名古屋市千種区楠元町2-33	052-751-0666
ちくさ調剤薬局	名古屋市千種区末盛通1-17中久木ビル内	052-763-1129
大当郎調剤薬局	名古屋市中川区大当郎2-1202	052-309-5155
ヒノマル薬局	名古屋市中川区下之一色町北起48	052-301-8790
平成薬局 中川店	名古屋市中川区戸田3-1902	052-309-1147
大島薬局	名古屋市中川区元中野町2-62	052-352-8538
立奈薬局	名古屋市中川区助光2-307	052-303-2525
ビタミン薬局	名古屋市中村区名楽町5-39	052-461-4175
下田薬局	名古屋市中村区並木2-321	052-412-1321
メイリン薬局	名古屋市東区出来町1-10-19	052-935-9158
みずほ調剤薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通3-5	052-859-0700

施設名	住 所	電話番号
うばこやま調剤薬局	名古屋市緑区姥子山5-710	052-629-2724
かずまる薬局	名古屋市緑区浦里4-102-1	052-899-0010
ベル薬局	名古屋市緑区潮見が丘1-61 汐見ハイツ103	052-891-1166
樋口薬局	名古屋市緑区滝ノ水4-2405	052-895-6471
クオール薬局 大同店	名古屋市南区白水町8-5	052-387-8989
ワコウ薬局 名東店	名古屋市名東区若葉台505-2	052-775-7792
プラス薬局	名古屋市守山区大森4-205	052-799-0282
伊藤薬局	北名古屋市鹿田3524	0568-21-0010
中京堂薬局	北名古屋市鹿田3507-1	0568-21-0064
フジ薬局	北名古屋市二子254-3	0568-22-0046
大橋薬局	北名古屋市片場六所9	0568-23-0720

スギ薬局 (名古屋市河川店舗)

施設名	住 所	電話番号
南一番店	名古屋市熱田区南一番町8-18	052-655-8033
城北店	名古屋市北区金田町3-22	052-981-7728
御器所店	名古屋市昭和区阿由知通4-15 リーブル御器所1階	052-859-3270
桜山店	名古屋市昭和区桜山町6-104-25	052-859-1521
今池店	名古屋市千種区今池1-11-5	052-745-7651
今池東店	名古屋市千種区今池5-8-20	052-745-6222
谷口店	名古屋市千種区谷口町5-24	052-719-2431
原店	名古屋市天白区原2-606	052-807-9485
平針店	名古屋市天白区中平4-1808-2	052-807-7440
戸田店	名古屋市中川区戸田西3-505	052-309-1505
高畑店	名古屋市中川区高畑2-22	052-365-5731
打中店	名古屋市中川区打中2-177	052-365-5166
伏見店	名古屋市中区錦2-19-25 日本生命広小路ビル1階、2階	052-220-1700
金山駅前店	名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル1階	052-324-6630
正木店	名古屋市中区正木1-2-33	052-324-6400
向島店	名古屋市中村区向島町1-35	052-419-1560
名古屋駅前店	名古屋市中村区名駅3-14-16 東洋ビル1階	052-569-2355
浄心店	名古屋市西区上名古屋3-24-13	052-528-3361
砂田橋店	名古屋市東区砂田橋5-304-1	052-719-3180
メッツ大曽根店	名古屋市東区矢田2-1-95 METS OZONE 2階	052-719-5851
弥富通店	名古屋市瑞穂区弥富通3-29	052-861-5325

施設名	住 所	電話番号
姥子山店	名古屋市緑区姥子山 2-601	052-629-3297
浦里店	名古屋市緑区浦里 5-153	052-629-7677
鳴海店	名古屋市緑区鴻仏目 2-110	052-879-5594
白土店	名古屋市緑区藤塚 2-1215	052-879-3725
清水山店	名古屋市緑区有松町桶狭周権平谷 9-1	052-626-1261
砂美店	名古屋市港区砂美町 26	052-659-5300
正保店	名古屋市港区正保町 6-2	052-389-2265
宝神店	名古屋市港区宝神 4-107	052-389-5851
木場店	名古屋市港区木場町 2-22	052-698-4366
笠寺店	名古屋市南区柵下町 3-3-2	052-829-2061
高針店	名古屋市名東区牧の里 1-501	052-704-0822
小幡店	名古屋市守山区小幡中 1丁目 1番地 21号	052-797-3416

スズキ薬局 (愛知県内薬局)

神田店	愛知県豊田市神田町 2丁目 3-2	0565-37-7531
山之手店	愛知県豊田市山之手 7丁目 77番 1	0565-71-5525

スズキ薬局 (愛知県内薬局)

浜甲子園店	兵庫県西宮市甲子園九番町 11番 62号	0798-44-3833
姫路広畑店	兵庫県姫路市広畑区北野町一丁目 1番地	079-230-1237

イオン

施設名	住 所	電話番号
ジャスコ熱田店	名古屋市熱田区六野 1-2-11	052-884-0300
ジャスコ八事店	名古屋市昭和区広路町字石坂 2-1	052-836-7000
マックスバリュ千種岩宮大通店	名古屋市千種区千種 2-16-13	052-734-5200
カラダラボ太閤店	名古屋市中村区太閤 1-19-42	052-451-1105
ジャスコワンダーシティー店	名古屋市西区二法町 40	
カラダラボ徳川明倫店	名古屋市東区明倫町 2-14	052-937-1008
ジャスコナゴヤドーム前店	名古屋市東区矢田南 4-102-3	052-725-6700
マックスバリュ有松駅前店	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200	052-626-2400
ジャスコ大高店	名古屋市緑区大高町奥平子 1-1	052-626-2600
ジャスコ南陽店	名古屋市港区春田野 1-330	052-303-8200
ジャスコ名古屋みなと店	名古屋市港区品川町 2-1-6	052-659-2511
ジャスコ守山店	名古屋市守山区笹ヶ根 3-1228	052-739-0111

調剤薬局（病院との連携薬局）

施設名	住 所	電話番号
こくま調剤薬局	名古屋市北区柳原 4-7-7	052-916-7088
ナカノ薬局	名古屋市千種区麩子殿 2-1	052-764-2660
三聖堂薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区徳川山町 5-1-31	052-757-5593
自由ヶ丘薬局	名古屋市千種区自由ヶ丘 3-2-27	052-751-6656
キョーワ調剤薬局中川	名古屋市中川区松年町 4-63-2	052-653-9511
たんぼ薬局中川東店	名古屋市中川区松年町 4-78-1・61-1	052-661-2341
ファーマライズ薬局名古屋店	名古屋市中川区松年町 5-2-6	052-659-2781
ペンギン薬局香呑店	名古屋市西区香呑町 2-83-1	052-524-6771
めいてつ調剤薬局東大手店	名古屋市東区三の丸 4-3-14	052-957-7355
南薬調剤薬局	名古屋市南区明治 1-24-11	052-692-3706
ライフ薬局	名古屋市南区三条 1-4-30	052-693-1137
はるか薬局三条	名古屋市南区三条 1-4-1	052-698-1501
ゆうあい南薬局	名古屋市南区三条 1-4-5	052-692-3804

歯科診療所

はっとり歯科クリニック	名古屋市昭和区紅梅町 3-2-1	052-852-8877
医療法人友善会加藤歯科医院	名古屋市昭和区阿由知道 1-16	052-733-9141
愛知学院大学歯学部付属病院 歯周病科	名古屋市千種区末盛通り 2-11	052-759-2122
佐藤歯科医院	北名古屋市熊之庄小島 159	0568-23-8818

調 剤

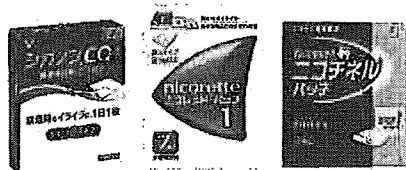
施設名	住 所	電話番号
愛知県がんセンター 中央病院 禁煙外来	名古屋市千種区麩子殿 1-1	052-762-6111
国立病院機構名古屋医療センター 禁煙外来	名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111
名古屋掖済会病院 禁煙外来	名古屋市中川区松年町 4-66	052-652-7711
社会保険 中京病院 禁煙外来	名古屋市南区三条 1-1-10	052-691-7151

禁煙のお薬ってどんなもの？

禁煙をラクにするためのお薬（禁煙補助薬）には、ニコチンパッチ、ニコチンガム、バレンクリンの3種類があります。
これらの薬を使うことにより、禁煙後の離脱症状をおさえスムーズに禁煙するが可能となります。

薬局・薬店で購入できるお薬

【貼り薬】 ニコチンパッチ



- 薬局で購入できます。禁煙外来でも処方できます。
- 毎日1枚皮膚に貼ります。貼る場所は腕・おなか・背中、毎日貼る場所を変えます。
- 皮膚からニコチンが吸収されます。
- 一定期間をおきながら、貼り薬のサイズが大きいものから小さいものに切り替えて使用するのが標準的な使用方法です。

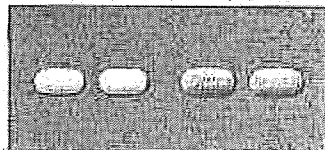
【ガム】 ニコチンガム



- 薬局薬店で購入できます。
- タバコを吸いたくなった時に、1回1個をゆっくり間をおきながらかみます。
- 口の中の粘膜からニコチンを吸収させます。

禁煙外来で処方されるお薬

【のみぐすり】 チャンピックス



- 健康保険を使い、病院の禁煙外来で処方できます。
- ニコチンを含まない飲み薬です。
- 禁煙時の離脱症状だけでなく、喫煙による満足感も抑制します。
- 禁煙を開始する1週間前から飲み始め、12週間服用します。

禁煙を成功させるには、お薬だけでなく、生活習慣やタバコに対する認識を見直す必要があります。連携施設の薬剤師、医師、看護師に是非ご相談ください。

愛知禁煙推進ネットワーク ホームページ : <http://aichikinnen.web.fc2.com/index.html>

あいち
禁煙推進
ネットワーク

このホームページは、愛知県内を中心に、本ネットワークに参加して禁煙治療を推進する保健・医療関係者のために作成されています。
運否および資料の作成は、厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策による健康増進策の総合的な実施の支援かつ推進に関する研究」の一環として行っています。

≫≫≫ [愛知禁煙推進ネットワーク連絡施設一覧\(2009.1.26現在\)](#)

禁煙治療用資料(下記)はこちらからダウンロードできます。
※ パスワードが必要です ※

- ・愛知禁煙推進ネットワーク会則
- ・作業手順書

OTC用	病院用	歯科用	調剤薬局用
<ul style="list-style-type: none"> OTC調査票 OTC指導用パンフレット 病院紹介状 病院一覧(北名古屋市周辺) OTC説明文章 	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙外来終了後調査票 患者用パス 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科調査票 病院紹介状 病院一覧(北名古屋市周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> 調剤薬局調査票

QRコード
Powered by
E21
禁煙推進
ネットワーク

※ 下記の資料は全てPDFデータです ※
PDFデータを見るためにはAdobe Readerが必要です。

- 00 愛知禁煙推進ネットワーク会則
- 01 作業手順書

* 会則および作業手順書の本文・図の番号等は、下記表中の資料番号に対応しています。

OTC用	病院用
<ul style="list-style-type: none"> 11 OTC調査票 12 OTC指導用パンフレット 13 病院紹介状 14 病院一覧(北名古屋市周辺) 15 OTC説明文章 	<ul style="list-style-type: none"> 21 禁煙外来終了後調査票 22 患者用パス
<p>≫ OTC用資料一括ダウンロード(6)</p>	<p>≫ 病院用資料一括ダウンロード(6)</p>
歯科用	調剤薬局用
<ul style="list-style-type: none"> 31 歯科調査票 32 病院紹介状 33 病院一覧(北名古屋市周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> 41 調剤薬局調査票
<p>≫ 歯科用資料一括ダウンロード(6)</p>	

≫≫≫ [愛知禁煙推進ネットワーク連絡施設一覧\(2009.1.26現在\)](#)

青少年の喫煙防止のための教育的側面の定量分析 —喫煙教育の規制効果に関する計量的接近—

細野 助博 中央大学大学院公共政策研究科 教授

研究要旨：

本研究の取り組みは、平成 17 年 2 月 27 日に発効した「たばこの規制に関する枠組み条約」(WHOFCTC) に盛り込まれている条約国の義務である、①誤解を与える表示はしない、②放送面積の 3 割以上に注意文言を掲載、③たばこの広告や販売促進を全面禁止、④受動喫煙からの保護措置、⑤たばこの課税率引き上げの検討、⑥未成年者の自動販売機での購入の防止策の検討などが挙げられた。平成 21 年度で 168 カ国条約署名をしている。この分担研究は条約の骨格をなす「未成年の喫煙防止対策」に関する教育政策の側面の効果測定をすることで、実効性のある未成年喫煙防止策を検討することを狙っている。

この研究では 3 カ年を通じてデータを追加すると同時に、各年で重点的な研究項目を定めて戦略的な研究を推し進めてきた。具体的には、八王子市小中学校で実施した「喫煙と飲酒に関する全数調査」(平成 17 年度) の調査個表によるマイクロデータと、それに基づく学校単位の集計データを国が行った「学力定着度調査」(平成 19 年度) の学校単位別集計データと、八王子市独自の「市立小・中学校の適正配置について」(平成 20 年度) の調査で得られた「学校選択状況調査」を組み合わせたデータセットを精査し分析に用いた。このデータを多変量解析にかけることによって、青少年の喫煙防止のための教育のあり方について定量的な検討を加え、青少年の喫煙防止に関する教育現場のあり方を検討した。

A. 研究目的

平成 19 年度については、八王子市という人口 56 万人の多摩地域中核都市での小中学校の児童・生徒のほとんど全数調査によって、喫煙行動と禁煙教育との関連性を調べた。この全数調査に近いデータから日本の現況を推測することが可能ではないかと考えた。それは、小学校 69 校、中学校 38 校がそれぞれ中山間地域、旧市街地、

ニュータウン地域の 3 地域に区分されて配置されていて、「東京都だからこその高レベルの学校」という特殊性よりも、それぞれの地域の特性を如実に反映した学力成果が出ている、つまり八王子の公立校の学力水準は日本の平均値に近いという理由による。ちなみに平成 18 年度の学力定着度調査によれば、小学校の 4 教科平均は都平均が 76.1 であり、八王子平均が 73.0 で、都全

体のランクでは 45 位に位置づけられている。また、中学校の 5 教科平均は都平均が 71.4 であり、八王子平均が 71.6 で、都全体のランクでは 27 位に位置づけられている。東京都平均より小中学校とも「中位から下位」に位置づけられている。

この調査結果では喫煙教育と喫煙行動との間にほとんど何の相関も得られなかった。しかし、その必要性は青少年の喫煙率が低下していないことから論をまたない。どうすれば、効果的な対策が打てるのか、そのために視点を定める必要がありはしないかを検討することが重要である。

そこで、若者の「逸脱行動」に対する経済行動モデル分析から「分析枠組」を設定することから始めて、有効な防止策の発見と、実践のための指針作りとなる基礎的資料を提示する。とくに、直接的な禁煙教育ではなく、学校全体の教育の成果と喫煙行動との関連性を、計量経済学的接近で分析し、「喫煙防止教育のあり方」について、提言することを目的とした。

平成 20 年度も、若者の「逸脱行動」に対する経済行動モデル分析から「分析枠組」を設定することから始めて、有効な防止策の発見と、実践のための指針作りとなる基礎的資料を提示する。とくに、直接的な禁煙教育ではなく、学校全体の教育の成果と喫煙行動との関連性を、計量経済学的接近で分析し、「喫煙防止教育のあり方」について、提言することを目的とした。

平成 21 年度は、小中学校での喫煙調査に対して、地域の影響力の強さとその影響を受けた父兄の防御行動としての「学校選択」に焦点を合わせて定量的な分析を試みる。実証結果より学校選択制度により、地域環境の特性からの喫煙へのアクセス容易性を「コントロールできる」ことを実証的に示すことを目的とした。

B. 研究方法

【逸脱行動に関する分析枠組み】

1. 一般的議論

まず八王子市公立小中学校の児童生徒を対象にして行った「喫煙調査」（平成 17 年度）と文部科学省が行った「学力定着度調査」（平成 19 年度）と八王子市独自の「市立小・中学校の適正配置について」（平成 20 年度）の調査で得られた「学校選択状況調査」を組み合わせたデータセットを精査しデータを統合化した。そのデータセットを活用して、喫煙教育の効果推定とともに、学校環境と児童生徒の認識の高さ、学力水準と喫煙をめぐる経験、学校選択の強度などとの関連性を多変量解析を利用し推定する。

教育を手段とする青少年の健全育成対策を喫煙に対する「社会的規制」の重要な手段とするためには、地域特性や家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境の特性を注意深く検証し、きめの細かい対策を打ってゆかなければ、直接、間接の教育を含めて青少年の喫煙防止対策の実効性が低下することになる。

まず、日本で行われている喫煙規制対策に関する平成 20 年度の議論を、その後の議論や研究をもとに若干加筆した上で、類型化を試みたい。まず、規制手段は①主体に注目すると、公的主体による規制（国際条約や国内法あるいは地方条例により規定されたもの）と自主規制（喫煙者も含めて業界独自の判断と公的規制主体との協議を前提にしたもの）に大別される。また、②規制経路に注目すると、喫煙者に対する直接的な規制と誘導的間接規制に大別される。今わが国の主な規制手段として、タバコ税率の上昇、広告規制、注意文言、成人識別装置付自販機、喫煙禁止区域の設定、禁煙教育、分煙室や喫煙場所の設置を上げるとすれば、①と②で構成される 4 つの象限にはそれぞれ、表 1 のように分類される。

表1 主な規制手段の類型

	直接規制	誘導的間接規制
公的 主体	広告規制・注意 文言・喫煙禁止 区域	タバコ税率の上 昇・禁煙教育
自主 規制	成人識別装置付 自販機	分煙室や喫煙場 所の設置

喫煙の機会を削減するよう間接的に誘導する価格政策としてタバコ税率の上昇や禁煙教育が挙げられる (Gruber et. al. 2001、細野 2007)。そして政権交代なった平成22年度には、たばこ税が引き上げられる。税収の確保と同時に、喫煙者の需要減少を見込んでいる。しかし、健康等の価値に対して双曲線型割引関数が想定される場合には極端に短期的な時間選好に導かれてゆくことが知られているため、価格による誘導規制の実効力はそれほど高くない。とくに、成人の場合には、需要の価格弾力性が低い傾向がある。つまり価格上昇は短期的な需要抑制策でしかないという研究もある。しかし、成人に比較して未成年では自需要の価格弾力性はかなり高く、その点では未成年の喫煙防止策としての実効性に富んだ対策ということもできる。(依田 2010、細野 2006 b、エインズリー 2006、Chaloupka et. al. 2000、Gruber 2000、Lewit 1988、O' Donoghue, et. al. 2001、Viscusi 2001)。

若干技術的な議論を行うとすれば、タバコ消費量の削減と税収の増加という一見背反的に見える2つの目的が両立するかどうかは、需要の価格弾力性が絶対値で統計的有意に1より低いかどうかにかかっている。両立することによって、各ステークホルダーの態度決定に重要な影響を与えるからだ (フリッチャー 1995)。しかし、仮説の設定、調査データの違い、分析手法の

違いが大きく作用するため、定まった需要の価格弾力性が得られてはいないが、おおむね1.0を超えない範囲にとどまっている。また時間との関連性で推計した場合、小幅な価格上昇ではその効果の継続性は長期的トレンドを除外した場合、3から6か月くらいでしかないことも確かめられている (細野 2006b)。

タバコ関連産業の広告規制は、タバコ関連企業のイメージ広告を中心として消費を増加させるということから、自主規制より公的主体による禁止を含めて直接規制が必要という判断による。注意文言は枠組み条約に具体的なガイドラインが示されているように、公的主体によるパッケージへの印刷義務化である。また、喫煙禁止区域や分煙化も地方自治体の条例などによる直接規制である (財政制度審議会の議論の流れは細野 2006b を参照)。成人識別装置付自販機設置はタバコ販売業者による自主規制ではあるが、違反した場合に販売許可を取り消す直接的措置も含む (財務省ホームページに審議の詳細が掲載 日本たばこ協会 2008)。そして、消費者の判断に訴えかけ間接的に喫煙の機会を削減するよう誘導する価格政策としてタバコ税率の上昇や禁煙教育が挙げられる (Beales et. al. 1981 細野 2007)。主な規制手段の効果の強弱を議論することは容易ではないが、広告規制は新規需要の開拓についての機会を奪う効果を持つ点で有効であるがそれ以上でもそれ以下でもない。注意文言と禁煙教育は人々のタバコが持つ健康上のリスクに対する感度を向上する一定の役目を持つが、喫煙当事者は自己に対するリスクも受動喫煙者へのリスクも過小評価する傾向が強いので、その効果は限定的である。たとえば健康等の価値に対して双曲線型割引関数が想定される場合には極端に短期的な時間選好に導かれてゆくことが知られている (多田 2003、エインズリー 2006、O' Donoghue et. al.

2001)。また、成人識別装置付自販機は未成年の購買機会をかなり削減するが、ある程度広範囲の地域でいっせいに全機種が置き換わらなければ効果は半減する。これは、米国とカナダといった国境をまたいで密輸取引が行われる場合と同じと見てよい (Gruber et. al. 2002)。また、成人識別カードの貸与や偽造が発生する可能性もある。その点では、誘導的な間接規制ではあるが、タバコ税率の上昇は喫煙量の削減や禁煙率の上昇にある一定の効果を挙げることが知られている (同様の指摘は Lewit et. al. 1981 また包括的な展望論文として Chaloupka et. al. 2000、Gruber 2001b)。

しかし喫煙による疾病リスクの上昇を考慮するならば、これからは規制効果を喫煙量の削減よりもむしろ禁煙率の上昇にウェイトを置いてみる必要がある。また、あれかこれかの規制手段の規制効果の比較に重点をおくのではなく、規制手段の複合効果にもっと重点を移すべきかも知れない (世界銀行 1999, Decicca et. al. 2006)。とくに以下で述べる価格政策については、時間経路を通じた合理的な決定が喫煙者の大半に望めない (Becker 1996, 細野 2006b)。さらに受動喫煙のもたらす「負の外部効果」を考えた場合、市場解がもたらす結果だけでは社会的効果は大きくはならないと考えるほうが妥当である。このような視点を堅持した上で、規制効果が特に強いと考えられているタバコ税率上昇による消費削減効果に関する有効性に議論の焦点を当てる。

タバコ消費量の削減と税収入の増加という一見背反的に見える2つの目的が両立するかどうかは、需要の価格弾力性が絶対値で統計的に有意に1より低いかどうかにかかっている。両立することによって、各ステークホルダーの態度決定に重要な影響を与えるからだ (フリッチュラー 1995)。国や地域や社会グループによって、さらには推

定方法や推定モデルによっても推定値は当然異なってくる。したがって単に価格弾力性の「点推定値」の水準に焦点を当てることは本質的な目的をぼかしてしまう。むしろ、価格弾力性の「区間推定値」が95%信頼水準のもとで、どのような標本を用いた場合でも1以下であるかどうかを確認できれば良い。もし、区間推定値が安定的に1以下であれば、タバコ消費量の削減と税収入の増加が見込める。さらに価格弾力性の計測結果から、価格による誘導政策の主なターゲットが誰であるのかに焦点を当てることもできる。

まずマクロデータによる推計であるが、1999年から2004年の月次データを使い、タバコの年間販売本数と税込み販売価格との両対数推計式を使った単回帰モデルで推計した結果、価格の弾力性の95%の信頼区間は【0.189 0.328】となった。統計的に有意に価格弾力性は1より小さく、したがってタバコ消費量の削減と税収入の増加という2つの目的が両立する。しかし、この効果の継続性に関しては、長期的トレンドを取り除けば半年くらいではないかとも思われる (細野 2006b)。

他方、個表等を使った大規模なクロスセクションデータによる米国での推計では、0.45程度である。日本でも、市区町村ベースの個票を使用したパネルデータを使った推計値として【0.2 0.7】という推計もある。また日本学術会議でも0.4として政策提言している (日本学術会議 2006)。しかし、高校最高学年を対象にした推計では、0.66から0.75くらいになるという。これから、若年層の喫煙防止に関して価格誘導政策が成人よりも有効ではないかという政策的含意を予想させる (Chaloupka et. al. 2000, Gruber 2001a, DeCicca et. al. 2006, markowitz et. al. 2006)。この結果を受け、年齢に見るこの違い以外に居住地や家庭環境、学歴水準などを加味した人口学

的変数を組み込んださらなる研究がなされた (Colman et. al. 2004, Carpenter et. al. 2007)。また、喫煙に対する住民感情の価格政策との関係も重要だ。特に、自治体が公的空間での禁煙や分煙を強制することを組み込んだ青少年の価格弾力性も計測された。これは、社会的規制手段の複合的な導入の必要性を示唆する (DeCicca 2006)。

ところで、喫煙の嗜癖性ゆえにニコチン依存症の関連から喫煙期間の短縮化のために、短期の価格弾力性と長期の価格弾力性を推計することも重要である。過去、現在、将来の3期間の価格を組み込んだ「合理的嗜癖」モデルによる米国での2段階最小自乗法を使った推計では、短期の価格弾力性は0.26から0.35くらいに落ち着き、長期の価格弾力性も0.73から0.79くらいに落ち着く (Becker 1996)。これから、喫煙期間の短縮化にとって価格誘導政策の「継続的な実施」が重要であるという政策的含意を導くことができる。

いずれの場合も喫煙の嗜癖性ゆえに、価格の変動に対する需要変動の感応性は鈍くなり、したがって価格弾力性は統計的有意に1よりも小さいという推定結果が求められる (Gruber 2002)。しかしこれまでの研究成果から、価格の変動による規制効果は青少年に対しても長期的な効果の点でも、成人に対してや短期的な効果に比較して高く出る傾向が期待されている。アダム・スミスは『諸国民の富』第5編第2章で、タバコのような嗜好品の価格が上がると、堅実で勤勉な人は消費を削減し儉約することで、逆に子育てがしやすくなるが、自堕落な人は子育てがしにくくなって社会の厄介者の再生産が行われなくなると言い切ったが、価格政策の持つ社会的意味を1770年代に的確に指摘していたことに注目せざるを得ない (アダム・スミス 2007)。

しかし、健康と喫煙の関係は単に「喫煙量の削減」で問題が済むのではない。むしろ

禁煙に誘導するという手段として税を中心として価格政策がとらえられなければならない。タバコのパッケージに印刷されている注意文言にも示されているように、タバコをめぐる健康リスクを考え、その国民経済学的なバランスシートを考えた場合、節煙ではなく、禁煙への価格誘導策への関心がもっと高まって良いのかもしれない (後藤他 2007)。あきらかに「上限価格」(禁煙するに足る十分な高さの価格)は喫煙量や喫煙期間の長短に依存する。例えば筆者が大学生を対象にした調査 (細野 2005)では、順序付けられたカテゴリー変数間の関連度を示すガンマ係数は、喫煙開始時期と現在の平均喫煙本数とで0.530 (有意確率0.00)、喫煙開始時期と上限価格とで0.275 (有意確率0.01)、現在の平均喫煙本数と上限価格とで0.349 (有意確率0.00)で明らかに統計的有意に関連している。「タバコ規制枠組み条約 (FCTC)」で言及されたように、タバコ価格の高騰は密輸やその他不正への糸口を与える可能性も高い。喫煙期間の短縮は喫煙本数 (あるいは依存性)を減少させるし、それが上限価格を引き下げ、タバコをめぐる不正の発生を防止する。青少年と成人の価格弾力性の高さの違いは、喫煙期間の長さの違いともいえる。迂回的可能かもしれないが、成人のタバコ消費量の削減 (節煙) 対策よりも、青少年の喫煙機会を限りなく少なくする (あるいはもっと直接的に言えば禁煙) 対策として、適切な上限価格の設定とその他の対策を補完的に採用する必要がある (Viscusi 2006)。その意味では、青少年のタバコへのアクセスを未然に防ぐ上限価格の設定についての広範で詳細な研究がわが国では望まれる。

C. 分析結果

【平成19年度】

喫煙教育の必要性和ともに、学校生活の充実度や学力水準と喫煙にからむ逸脱行動と

がどのように関連しているか、それは小学校課程と中学校課程ではどのように共通するか、共通しないかなどである。それは、文部科学省の学習指導要領にそって考える時、喫煙教育を小学校課程と中学校課程で違わせるべきか、違わせるにはどうするかについての知見を得るための基礎的な資料を作成するためである（細野 2006）。

【喫煙経験と喫煙水準】

- 1) 小学校児童では、喫煙経験と喫煙日数、喫煙本数との間で有意な相関は得られない。
- 2) 中学校生徒の場合、統計的に有意な相関が見られる。喫煙が習慣化する傾向を示唆する。

【喫煙水準】

- 1) 小学校児童では、喫煙日数と喫煙本数との間で有意かつ高い相関が得られる。喫煙が習慣化する傾向を示唆する。
- 2) 中学校生徒の場合でも、統計的に有意かつ高い相関が見られる。喫煙が習慣化する傾向を示唆する。

【学力水準と喫煙経験】

- 1) 小学校児童の場合、喫煙経験と学力との間に統計的に有意にマイナスの相関が見られる。
- 2) 中学校生徒の場合、喫煙経験と学力との間に統計的に有意に小学校児童よりも高いマイナスの相関が見られる。

【学力水準と喫煙水準】

- 1) 小学校児童の場合、喫煙日数、喫煙本数と学力との間に統計的に有意な相関が見られない。
- 2) 中学校生徒の場合も、喫煙日数、喫煙本数と学力との間に統計的に有意な相関が見られない。

【他者の受容と喫煙経験】

他人の意見を最後まで聞く、違う意見を尊重する、という意味での「他者の受

容」と喫煙経験との相関の有無を分析する。この項目と学力水準とは統計的に高い相関を持つ。

- 1) 小学校児童では、他者の受容と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られる。
- 2) 中学校生徒の場合でも、他者の受容と喫煙経験との間で統計的に有意なマイナスの相関が見られる。

【他者からの受容と喫煙経験】

悩み事を相談する人がいる、理解してくれる親友がいる、家族が親身になってくれる、先生から認めてもらえるという意味での「他者からの受容」との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、他者からの受容と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られる。
- 2) 中学校生徒の場合でも、他者からの受容と喫煙経験との間で統計的に有意なマイナスの相関が見られる。

【学習意欲と喫煙経験】

勉強に興味をわく、自分から進んで勉強する、理解することで喜びがわくなどを「学習意欲」と定義して、喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、学習意欲と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られる。
- 2) 中学校生徒の場合でも、学習意欲と喫煙経験との間で統計的に有意なマイナスの相関が見られる。

【自己効力感と喫煙経験】

能力を伸ばしたい、努力すれば達成できる、困難なことでも失敗を恐れず取り組むという意味での「自己効力感」と喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、自己効力感と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られる。
- 2) 中学校生徒の場合でも、自己効力感

と喫煙経験との間で統計的に有意なマイナスの相関が見られる。

【節度ある学校生活と喫煙経験】

宿題をきちんとやる、遅刻や忘れ物しない、学校の決まりや規則を守るなどを「節度ある学校生活」としてまとめ、喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、節度ある学校生活と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られる。
- 2) 中学校生徒の場合でも、節度ある学校生活と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高いマイナスの相関が見られる。

【学校生活の充実度と喫煙経験】

学校での勉強や活動が面白い、悩み事をみんなで話し合う、学んだことを伝え合う、先生から話を聞くなどを「学校生活の充実度」として、喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、節度ある学校生活と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られた。
- 2) 中学校生徒の場合でも、節度ある学校生活と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高いマイナスの相関が見られる。

【生活習慣と喫煙経験】

朝食は毎日食べる、朝は自分で起きる、夜は決まった時間に就寝などを「生活習慣」として、喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、生活習慣と喫煙経験との間で有意でマイナス相関が得られた。
- 2) 中学校生徒の場合でも、生活習慣と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高いマイナスの相関が見られる。

【家族環境と喫煙経験】

同居中の家族で喫煙者の有無と喫煙経験との相関の有無を分析する。

- 1) 小学校児童では、節度ある学校生活と喫煙経験との間で有意なかつ高い相関が得られた。
- 2) 中学校生徒の場合でも、節度ある学校生活と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【友人環境と喫煙経験】

親しく付き合っている友人の喫煙の有無と喫煙経験との相関を分析する。

- 1) 小学校児童では、友人の喫煙と喫煙経験との間で有意なかつ高い相関が得られた。
- 2) 中学校生徒の場合でも、友人と喫煙と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【友人環境と喫煙水準】

では、親しく付き合っている友人の喫煙の有無と喫煙経験との相関を分析する。

- 1) 小学校児童では、友人の喫煙と喫煙経験との間で有意なかつ高い相関が得られた。
- 2) 中学校生徒の場合でも、友人と喫煙と喫煙経験との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【喫煙意識と喫煙教育】

・喫煙意識との相関

- 1) 小学校児童では、喫煙意識 1 と喫煙教育との間で有意な相関が得られない。
- 2) 中学校生徒の場合では、喫煙意識 1 と喫煙教育との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【喫煙教育と喫煙経験】

喫煙教育が小学校児童には意識改革をさせる効果がさほどではないとしても、中学校生徒にとっては意識改革にかなり効果があることがわかったが、喫煙経験との関連性を相関で分析してみる。

- 1) 小学校児童では、喫煙経験と喫煙教育との間で有意な相関が得られない。

- 2) 中学校生徒の場合では、喫煙経験と喫煙教育との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【喫煙教育と喫煙水準】

喫煙期間と喫煙量で示される喫煙水準と喫煙教育との関連性を相関で分析してみる。

- 1) 小学校児童では、喫煙水準と喫煙教育との間で有意な相関が得られない。
- 2) 中学校生徒の場合では、喫煙水準と喫煙教育との間で統計的に有意なかつ高い相関が見られる。

【喫煙教育と学力水準】

喫煙行動と学習水準、および学校生活での節度や充実度との関連性の高さをデータ分析で確認できた。そこで喫煙教育と学力水準との関連性についての相関を分析する。

- 1) 小学校児童では、学力水準と喫煙教育との間で有意な相関が得られない。
- 2) 中学校生徒の場合では、学力水準と喫煙教育との間で統計的に有意なかつ高いマイナス相関が見られる。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、地域特性に焦点を合わせて分析する。まず、文部科学省が平成 20 年度に行った「全国学力・学習状況調査」と喫煙調査データを統合し相関分析の結果を得た。八王子市独自の学力定着度調査データと喫煙調査データとの統合で分析した相関分析との異同を比較すると、全国調査の調査項目で見て、教科学力総合と喫煙経験の相関係数は、小学校で八王子独自の学力調査で-0.40、全国の学力調査で-0.43 となる。中学校で八王子独自の学力調査で-0.49、全国の学力調査で-0.51 となる。教科学力総合と家族環境の相関係数は、小学校で八王子独自の学力調査で-0.48、全国の学力調査で-0.53 となる。中学校で八王子独自の学力調査で-0.77、全国の学力調査で-0.69 となる。教科学力総合と喫煙教育の相関係数は、小学校で八王子独自の学力調査で 0.09、

全国の学力調査で 0.26 となる。中学校で八王子独自の学力調査で 0.26、全国の学力調査で-0.35 となる。この相関係数から、データのエラボレーションの必要性が出てくる。そこで、八王子市が持つ地域性と、制度的に選択し公教育を学校選択性に着目してデータ構造を加味した分析に進めたい。

I. 小学校のデータ分析

(1) 地域性に注目した変数構造

教科学力平均値、他人からの影響の双方向の受容、学習意欲、節度ある学校生活、自己達成感、喫煙経験、喫煙日数、家族の喫煙状況などに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的に有意に認められる。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、教科学力平均値、学習意欲、節度ある学校生活、自己達成感、喫煙経験、家族の喫煙状況である。

(2) 学校選択性に注目した変数構造

他人からの影響の双方向の受容、学習意欲、生活習慣、節度ある学校生活、自己達成感などに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、学校選択が統計的に有意に認められる。また分散分析で、統計的に学校選択の差が大きい項目は、学校生活の充実度である。

(3) 学校選択性と地域性の交互作用を前提とした分散分析

学校選択で比較劣位のある学校群では、教科学力平均値、他人からの影響の双方向の受容、学習意欲、節度ある学校生活、自己達成感、喫煙経験、喫煙日数、家族の喫煙状況などに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的に有意に認められる。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、教科学力平均値、喫煙経験、家族の喫煙状況、親しい友人である。

学校選択で比較優位のある学校群では、家族の喫煙状況のみに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統

計的有意に認められる。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、教科学力平均値のみである。

Ⅱ. 中学校のデータ分析

(1) 地域性に注目した変数構造

教科学力平均値、喫煙経験、家族の喫煙状況などに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的有意に認められる。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、教科学力平均値、喫煙経験、家族の喫煙状況である。

(2) 学校選択性に注目した変数構造

喫煙経験、家族の喫煙状況などに、分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的有意に認められる。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、喫煙経験、家族の喫煙状況である。

(3) 学校選択性と地域性の交互作用を前提とした分散分析

学校選択で比較劣位のある学校群では、すべての変数について分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的有意に認められない。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、見出せない。

学校選択で比較優位のある学校群では、すべての変数について分散の均一性を仮定しない Welch-Aspin 検定で、地域差が統計的有意に認められない。また分散分析で、統計的に地域間の差が大きい項目は、教科学力平均値のみである。

【平成 21 年度】

I. 家庭や友人関係など周囲環境が与える影響の強弱の比較

(1) 家族に喫煙者がいる場合、いない場合と喫煙経験の有無で 2 x 2 の分割表からオッズ比を計算した。いずれの学年でも統計的に優位な結果が得られた。そこで、点推定値で比較すると、

小学校 4 年が 3.21、同 5 年が 4.57、同 6 年が 3.49、中学校 1 年が 3.27、同 2 年が 2.12、同 3 年が 3.49 である。この推計結果から、家庭との間で喫煙に関する指導体制の強化を図ることの必要性が示唆される。

(2) 友人に喫煙者がいる場合、いない場合と喫煙経験の有無で 2 x 2 の分割表からオッズ比を計算した。いずれの学年でも統計的に優位な結果が得られた。そこで、点推定値で比較すると、

小学校 4 年が 4.67、同 5 年が 5.25、同 6 年 7.56、中学校 1 年が 6.06、同 2 年が 5.33、同 3 年が 5.73 である。

(3) 家族の喫煙と友人の喫煙が与える効果の強弱を比較すると、家族環境ではオッズ比が、小学校全体で 3.76、中学校全体で 2.98 だから、小学校における家庭との間で喫煙に関する指導体制の連携強化の必要性が示唆される。また、友人環境ではオッズ比が、小学校全体で 5.86、中学校全体で 5.71 であり、小学校の場合学年の上昇とともにオッズ比も上昇することから、小学校における喫煙防止に関する指導体制の強化の必要性が示唆される。

Ⅱ. 学習意欲や教育環境と地域との関連度の強弱の比較

- (1) 地域間で統計的有意差の検定では、
- a. 小学校の場合 (7 ブロック)、①教科学力総合点の高さ、②学習意欲、③校内での節度、④自己効力感、⑤喫煙経験、⑥家族の喫煙環境の 6 変数であり、統計的有意差が明確に出なかった変数は、①生活習慣、②学校生活の充実感、③喫煙する友人の有無、④学校選択強度 (選ばれ度) の 4 変数であった。
 - b. 中学校の場合 (4 ブロック)、①教科学力総合点の高さ、②喫煙経験、③家族の喫煙環境の 3 変数であり、統計的有意差が明確に出なかった変数は、①学習意欲、②生活習慣、③

自己効力感、④校内での節度、⑤学校生活の充実感、⑥喫煙する友人の有無、⑦学校選択強度（選ばれ度）の7変数であった。

これから、小学校に地域差が見られる状況が推測される。小学校での喫煙防止教育は、地域特性を見ながら取り組みの優先順位を決定する必要性が示唆される。小学校、中学校で共通に地域差が検出されたのは①教科学力総合点の高さ、②喫煙経験、③家族の喫煙環境の3変数である。この3変数についての関係性について十分考慮した喫煙防止教育が必要であろう。

(2) 喫煙経験と学校教育との相関分析

相関係数が低いほど喫煙経験の平均値は下降する。逆に相関係数が高いほど喫煙経験の平均値は上昇する。

a. 小学校の場合、①教科学力総合点の高さ (-0.43)、②学習意欲 (-0.32)、③校内での節度 (-0.28)、④自己効力感 (-0.27)、⑤家族の喫煙環境 (+0.47)、⑥友人の喫煙環境 (+0.24)、統計的有意性を持たない変数として、⑦学校選択強度（選ばれ度） (-0.23)、⑧喫煙教育 (+0.07)

b. 中学校の場合、①教科学力総合点の高さ (-0.51)、②学習意欲 (-0.26)、③校内での節度 (-0.41)、④自己効力感 (-0.30)、⑤家族の喫煙環境 (+0.65)、⑥友人の喫煙環境 (+0.48)、統計的有意性を持たない変数として、⑦学校選択強度（選ばれ度） (-0.24)、⑧喫煙教育 (+0.18)

これから、小中学校いずれも「教科学力総合点の高さ」が喫煙経験に及ぼす影響力の高さを推測できる。また、喫煙する友人の有無よりも、家庭での喫煙環境がより回答者個人の喫煙経験を左右する。以上のことから、学校での喫煙防止の教育よりも、学力の向上を図り、家庭との連携を密にすることこそが喫煙防止策の実効性を増すことが分かる。

(3) 学校選択制と喫煙との関係

地域特性が学校の教育成果に対して大きな影響力を持つことが実証的に確認された。そして低い教育成果が小中学校の喫煙経験の水準に対して、統計的に優位な相関関係にあることも確認された。そのなかで、学校選択制が、教育成果の高い学校への移動を容易にすることから、喫煙に対する地域特性や友人関係からの「自由度」を上昇させる。つまり、「選ばれる学校」への転入、「選ばれない学校」からの転出という行動は結果的に、喫煙への潜在的アクセスを低下させることになる。この傾向法則は、小中学校いずれでも観測された。

D. 考 察

以上3カ年の研究を総括すると、喫煙防止教育の実効性が統計的に認められなかったことを指摘したい。と同時に、学校生活における充実度や学習成果についての個人の評価の高さが、「逸脱行動」としての喫煙に走るか否かに対する重要な要因になりう

項目	個人喫煙経験		地域差		選択劣位学校群		選択優位学校群	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
教科学力総合	●	●	有り	有り	有り		有り	
学ぼうとする意欲	●	●	有り					
生活習慣								
節度ある学校生活	●	●	有り					
自己効力感	●	●	有り					
学校生活充実度	●	●						有り
家庭での喫煙者	●	●	有り	有り	有り			
友人の喫煙者	●	●			有り			有り
喫煙教育								
喫煙経験の有無			有り	有り	有り			有り

る。また、家族の喫煙状況や友人関係も「周囲環境」として重要な要因にもなりうる。と同時に、地域の持つ固有性（平均所得、学歴水準、学校への協力度など）も喫煙防止に対する有力な変数を構成する。そのため、学校選択制の導入により地域環境からの影響を中和する工夫も重要となる。

このように、直接的な喫煙防止教育よりも、地域環境や家庭環境、学習成果の向上といった間接的な要因のケアがより重要であり、実効性も持ちうるといえる。

【参考文献】

A. 邦語文献

- アダム スミス 『諸国民の富』 日本経済新聞社 2007
- 油谷由美子『たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 2002
- 依田高典『行動経済学』 中央公論新社 2010
- エイズブリー 『誘惑される意志』 NTT 出版 2006
- 世界銀行 『たばこ流行の抑制：たばこ対策と経済』 財団法人 日本公衆衛生協会 1999
- 多田洋介 『行動経済学入門』 日本経済新聞社 2003
- 日本学術会議 『要望 脱タバコ社会実現に向けて』 日本学術会議 2008
- (社)日本たばこ協会 『日本たばこ協会等の成人識別昨日付タバコ自動販売機全国導入への取り組み状況について』 2008
- フリッチャー 『タバコの政治学』 勁草書房 1995
- 細野助博 『大学生の喫煙意識調査から見た喫煙行動』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 2005
- 細野助博 『青少年喫煙の社会的規制の必

要分析』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 2006a

- 細野助博 「社会的規制の公共政策」 中野実 編『現代経済システムと公共政策』 中大出版部 229-262、2006b
- 細野助博 『喫煙と学校教育のあり方』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 2007

B. 英語文献

- Beales, H. R. Craswell and S. C. Salop “The Efficient Regulation of Consumer Information” *Journal of Law and Economics* Vol. 24 : 491-539 1981
- Becker, G. S. *Accounting for Taste* Harvard University Press 1996
- Carpenter C. and P. J. Cook *Cigarette Taxes and Youth Smoking* NBER Working Paper Series 13046 2007
- Chaloupka, F. J. and K. Warner “The Economics of Smoking” in Culyer A. and J. Newhouse (eds.) *Handbook of Health Economics* 1539-1628 North Holland Pub. 2000
- Colman, G and D. K. Remler *Vertical Equity Consequences of Very High Cigarette Tax Increases* NBER Working Paper Series 10906 2004
- Cutler D. M. and E. L. Glaeser *Social Interactions and Smoking* NBER Working Paper Series 13477 2007
- Decicca, P , D. Kenkel, A. Mathios, Y-J. Shin and J-Y. Lim *Youth Smoking, Cigarette Prices, and Anti-Smoking Sentiment* NBER Working Paper Series 12458 2006
- Gruber, J and J. Zinman “Youth Smoking in the United States: Evidence and Implications” in J. Gruber(ed.) *Risky Behavior among Youth* 69-120 University of Chicago Press 2001a